

介護生産性向上推進事業補助金（協働化・大規模化・経営改善等支援事業補助金）
交付要領

（通則）

第1条

介護生産性向上推進事業補助金（協働化・大規模化・経営改善等支援事業補助金）（以下、「補助金」という。）は、協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業を活用し、県内介護保険事業者等が経営安定化に向けた経営分析や安定的な事業継続に向けた協働化・大規模化などために要する経費について、その一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については「福井県補助金等交付規則」（昭和46年4月1日福井県規則20号）および「福井県健康福祉部長寿福祉課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

（目的）

第2条

介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、介護介護人材の確保を含む多くの経営課題に対応する必要がある。このような現状を踏まえ、県内介護保険事業者等が取り組む経営安定化に向けた経営分析や安定的な事業継続に向けた協働化・大規模化などを支援することによって、経営の安定化による職場環境改善や地域における必要な介護サービス提供体制の確保を促進することを目的とする。

（交付対象者）

第3条

補助金の交付の対象者は、下記のとおりとする。

（1）協働化・大規模化等による職場環境改善事業

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取り組みの実施に要する経費を支援する。

ア 補助金の交付の対象者

小規模法人（1法人あたり1の施設または事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を補助金の交付の対象者とする。

申請を行う事業所グループの代表者（以下、「申請代表者」という。）は介護事業所等（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所のほか、老人福祉法に定める

施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよいこととする。

(2) 経営改善支援事業

介護保険事業者等が、経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取り組みの実施に要する経費を支援する。

ア 補助金の交付の対象者

福井県内の以下の法人および介護事業所等を対象とする。

- ・介護事業所等を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、株式会社等）
- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホームおよび軽費老人ホーム

（補助対象経費）

第4条

補助金の対象となる経費は、下記のとおりとする。

(1) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

- ・合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ・共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ・共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取り組みに必要な経費
- ・合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ・人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ・加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（ただし、通信費は除く）
- ・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（ただし、事業所の車両の購入費は除く）
- ・合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営および職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
- ・その他本事業の目的を達成するため、県が必要と認める取り組みに必要な経費

(2) 経営改善支援事業

- ・独立行政法人福祉医療機構が提供する経営診断、経営分析プログラムを実施するための経費

※上記については、下記のサービスが対象であるため、留意すること。

(経営診断対象サービス)

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、軽費老人ホーム

(経営分析プログラム対象サービス)

- ・社会福祉法人および医療法人が運営する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム
- ・県が介護保険事業者等の経営改善に資する支援が可能であると判断する機関（※）（社会保険労務士会、税理士会、中小企業診断士協会、税理士法人、社会保険労務士法人、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉協議会、金融機関、商工会議所等）が実施する、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等を目的とした支援を実施するための経費

※中小企業庁が認定する「経営革新等支援機関一覧」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>などを参考にすること。

※民間のコンサルティング会社は除く

ただし、(1) および (2) のいずれにおいても以下に該当する経費は、補助対象外とする。

ア 消費税および地方消費税

イ 保険料

エ 通信料

オ 交付決定前に契約等を締結したもの

なお、上記オについて、国の考え方に基づき、県が別に事前承認した日以降に契約等したものは、補助対象経費とすることができる。

カ その他本事業として適当と認められない経費

(補助金の交付額等)

第5条

補助金の交付額等は、下記のとおりとする。

(1) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

補助対象となる事業者グループごとに、次のアおよびイにより、算出された金額を交付額とする。

ア 補助率

1 事業者グループにつき、第4条（1）に該当する補助対象となる経費の実支出額に4／5を乗じた額を算出する。

イ 基準額

基準額は、事業者グループを構成する法人数1につき120万円とする。訪問介護事業所を経営する法人の場合は30万円を加算する。構成する法人数に制限はないが、1事業者グループあたり最大1,200万円を上限とする。

上記アで算出した額と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 事業実施にあたっての留意事項

①地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

②社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループは、対象となる。

③補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。

④補助を受けた翌年度に、第6条で定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。

(2) 経営改善支援事業

次のアおよびイにより、算出された金額を交付額とする。

ア 補助率

介護事業者等ごとに第4条（2）に該当する補助対象となる経費の実支出額に4／5を乗じた額を算出する。

イ 基準額

基準額は介護事業者等ごとに35万円とする。

上記アで算出した額と、イで算出した基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 事業実施にあたっての留意事項

- ①他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
- ②補助を受け事業所等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること。厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。
- ③補助を受けた翌年度に、第6条で定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。

(補助金交付申請)

第6条

補助金の交付を受けようとする者は、以下のとおり補助金交付申請書に關係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②業務改善計画書
- ③補助金所要額調書(別添1)
- ④構成法人一覧(別添1)
- ⑤事業計画書(別添1)
- ⑥③補助金所要額調書に記載の金額が確認できる見積書 等
- ⑦県税の納税状況の確認に関する書類
 - ※④に記載の構成法人のものをすべてを添付すること
- ⑧消費税、地方消費税および法人税の納税証明書
 - ※④に記載の構成法人のものをすべて添付すること
- ⑨債権債務者登録申請書(新規申請、登録内容に変更ある場合に提出が必要)
 - ※代表法人について記載の上、添付すること

(2) 経営改善支援事業

- ①補助金交付申請書(様式第2号)
- ②業務改善計画書
- ③補助金所要額調書(別添3)
- ④事業計画書(別添3)

- ⑤ 県税の納税状況の確認に関する書類
- ⑥ 消費税、地方消費税および法人税の納税証明書
- ⑦ 債権債務者登録申請書（新規申請、登録内容に変更ある場合に提出が必要）

（補助金の交付決定）

第7条

知事は、前条の申請書の提出を受けた場合、予算の範囲内で交付する補助事業者を決定し、交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条

補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- 1 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をする場合または補助対象事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更および補助目的の変更がない軽微な変更（20%を超える減額を含む）の場合を除く。）をする場合には、補助金変更承認申請書（様式第5号または様式第6号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 他の補助金等で措置されているものは、本事業における補助の対象とはならない。
- 4 補助事業者は、当該事業中や事業完了後に、県が本事業の成果や効果の報告を求めた場合には、直ちに具体的な報告を行うものとする。
- 5 その他、働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱の規定に基づくこととする。

（実績報告書の提出）

第9条

第7条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、事業完了日から1か月を経過した日、または令和9年2月末日のいずれか早い日までに、下記のとおり実績報告書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。なお上記の期日までの提出が難しい場合は、補助事業者と協議の上、別途知事が定める日とする。

- （1）協働化・大規模化等による職場環境改善事業

- ①補助金実績報告書（様式第3号）
- ②補助金精算額調書（別添2）
- ③事業報告書（別添2）
- ④②補助金精算額調書に記載の金額が確認できる契約書、納品書、請求書、領収書など
- ⑤事業報告書に記載の内容が確認できる写真

（2）経営改善支援事業

- ①補助金実績報告書（様式第4号）
- ②補助金精算額調書（別添4）
- ③事業報告書（別添4）
- ④②補助金精算額調書に記載の金額が確認できる契約書、納品書、請求書、領収書など
- ⑤経営分析等の報告書

（額の確定）

第10条

知事は、補助事業者より前条の実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適正であると認めたときは、国の額の確定に基づき、額の確定通知（様式第11号）により補助金額の確定を行う。

（補助金の請求）

第11条

補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助金交付請求書（様式第7号または様式第8号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消）

第12条

知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

附則

この要領は、令和8年6月15日から施行する。